

一般競争入札に関する注意事項

本案件について入札に参加しようとする者は、[さいたま市ホームページに掲載する入札公告](http://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/index.html) (<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/index.html>) を参照し、関係法令、関係書類並びに業務場所等を熟知の上、下記の注意事項を遵守し、入札書等を提出してください。

(注意事項)

1 参加申請

案件ごとに別に定める参加申請受付期間に、埼玉県電子入札システムから手続きを行うこと。

2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札の辞退

参加申請後、入札をしないこととなった場合には、入札を辞退することができる。（システムにより辞退届を提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り書面による辞退届の提出を認める。）

4 入札の無効

予定価格を事前公表している場合の予定価格の 110 分の 100 の価格を超えた金額による入札、最低制限価格を設定している場合の最低制限価格の 110 分の 100 の価格に満たない金額による入札は、それぞれ無効とする。

5 再度入札は 1 回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

6 やむを得ない理由により紙媒体による入札の参加を希望する場合は、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第 2 号）及び、紙入札方式参加申請書を提出期限までに契約課に提出し、承認を得なければならない。

7 問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048-829-1180

FAX 048-829-1986